

よくある質問（FAQ）

これは、大阪家裁本庁後見センターによく寄せられる質問と回答を集約したものであり、回答には大阪家裁本庁後見センターにおける取扱いを前提としたものが含まれています。堺支部及び岸和田支部については、一部取扱いが異なることがありますので、各支部までお問い合わせ下さい。

なお、掲載した情報は、予告なく変更することがありますので、御了承ください。

[＜大阪家裁後見センターについて＞](#)

[＜成年後見開始の申立て＞](#)

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞](#)

[＜任意後見監督人選任の申立て＞](#)

[＜未成年後見人選任の申立て＞](#)

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞](#)

[＜成年後見監督人＞](#)

[＜初回報告＞](#)

[＜後見事務＞](#)

[＜調査人＞](#)

[＜居住用不動産処分許可の申立て＞](#)

[＜特別代理人選任の申立て＞](#)

[＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞](#)

[＜報酬付与の申立て＞](#)

[＜郵便物等の配達の囑託（回送囑託）の申立て＞](#)

[＜後見終了後の事務＞](#)

[＜その他＞](#)

<大阪家裁後見センターについて>

- Q1. 本人を連れて行きたいのですが、車椅子でも大丈夫ですか。
- Q2. 成年後見を申し立てたらいいのかわかりません。どうしたらいいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見開始の申立て>

- Q1. 申立書セット（申立書類一式）はどこで入手できますか。
- Q2. 他の裁判所の申立書セット（書類）を使うことはできますか。
- Q3. 自分が母の後見人になりたいのですが、なれるでしょうか。
- Q4. 後見人の選任には、親族の意見は反映されないのですか。
- Q5. これから申立書を送るのですが、郵便切手と収入印紙は面接の日に持参すればよいでしょうか。
- Q6. 面接には誰が行かなければならないのですか。何を聞かれるのですか。
- Q7. 面接の予約は済んでいます。どこに申立書等を送ればよいですか。
- Q8. 私は補助人ですが、補助が開始している本人の認知症が進行したため、後見人選任の必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。
- Q9. 財産目録に保険を書く場合は、本人を被保険者として契約しているものを書くのですか。本人が保険金受取人になっているものを書くのですか。それとも本人が契約しているものを書くのですか。
- Q10. 本人にはあまりお金がないので、私は本人のために相当額を負担していますが、財産目録には負債として記載すればよいのですか。
- Q11. 亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の審判の申立てを検討しています。相続財産目録も提出した方がいいのでしょうか。
- Q12. 本人は外国に在住していますが、国籍は日本です。日本での申立てはできますか。
- Q13. 本人は他県の施設に入所していますが、本人の住民票上の住所は大阪にあります。大阪家裁への申立てはできますか。
- Q14. 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。
- Q15. 後見相当と診断された本人でも後見開始の審判の申立てができるのでしょうか。

[\(上に戻る\)](#)

<代理権付与の申立て（保佐・補助）>

- Q1. 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権を設定することはできますか。
- Q2. 本人が同意しないと代理権が付与されないのですか。

[\(上に戻る\)](#)

<任意後見監督人選任の申立て>

Q1. 本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立てはできますか。

Q2. 現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の審判の申立てをすることはできますか。

Q3. 任意後見人の報酬はどのように決まりますか。

[\(上に戻る\)](#)

<未成年後見人選任の申立て>

Q1. 未成年後見人選任の申立てができる「利害関係人」とは具体的にどのような人ですか。

Q2. 未成年者自身が未成年後見人選任の申立てをすることはできますか。

Q3. 遺言で未成年後見人が指定されていた場合、未成年後見人選任の申立てをする必要がありますか。

Q4. 成年後見と違って、未成年後見開始の審判の申立てというのはいないのですか。

Q5. 未成年後見人に選任されると、未成年後見人の個人情報未成年者の戸籍に記載されると聞きましたが、どのような個人情報が記載されるのですか。

Q6. 未成年後見人選任の申立てを取り下げることができますか。

Q7. 未成年後見人は未成年者の扶養義務者になりますか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見制度支援信託・後見制度支援預貯金>

Q1. 後見制度支援信託とはどのようなものですか。

Q2. 後見制度支援預貯金とはどのようなものですか。

Q3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないのですか。また、これらを利用しない場合はどうなりますか。

Q4. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合、どのような費用がかかりますか。

Q5. 親族後見人が自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできますか。

Q6. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用した場合、元本はいくらまで保証してくれるのですか。

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見監督人>

- Q1. 監督人の職務はどのようなものですか。
- Q2. 監督人にはどのような人がなるのですか。
- Q3. 監督人を解任したいのですが、後見人は解任申立てができますか。
- Q4. 監督人が何もしてくれません。どうしたらいいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<初回報告>

- Q1. 初回報告には何を提出すればよいのでしょうか。
- Q2. 初回報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。
- Q3. 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。
- Q4. 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。
- Q5. 報告書は鉛筆書きでもいいですか。
- Q6. 私は後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも生命保険金を受領したり、本人の不動産を売却したいのですがよろしいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見事務>

- Q1. 裁判所による後見事務の監督とは、具体的にどのようなものですか。
- Q2. 領収証等は原本を提出しないといけないのでしょうか。
- Q3. 定期報告の際に裁判所に提出しなかった10万円未満の領収証等はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。
- Q4. 後見人が本人の財産からお金を借りることはできますか。
- Q5. 本人の生活費を後見人が立て替えていました。後見人の判断で立替金の精算をしてよいのでしょうか。
- Q6. 私は後見人ですが、昨年、本人の資金が不足していたので、本人の長男から50万円を借りました。今般、生命保険を解約して資金ができるので、長男に返済したいと思いますが、よろしいのでしょうか。
- Q7. 私は後見人で、本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。
- Q8. 父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻したり、養子縁組をしようとしています。後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。
- Q9. どのような費用の支出、金額について事前に連絡が必要でしょうか。

[\(上に戻る\)](#)

<調査人>

- [Q1. 調査人とは何ですか。](#)
- [Q2. 調査人とはどんな人になるのですか。](#)
- [Q3. 調査人はどのような調査をするのですか。](#)

[\(上に戻る\)](#)

<居住用不動産処分許可の申立て>

- [Q1. 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。](#)
- [Q2. 処分をするのに裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。](#)
- [Q3. 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。](#)
- [Q4. 賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。](#)
- [Q5. 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は原本を提出する必要があるありますか。](#)

[\(上に戻る\)](#)

<特別代理人選任の申立て>

- [Q1. 本人が法定相続分を取得する内容の遺産分割をしようと考えていますが、その場合でも特別代理人の選任は必要ですか。](#)
- [Q2. 特別代理人の候補者が見つからない場合、どうすればいいですか。](#)

[\(上に戻る\)](#)

<成年後見人選任（辞任）の申立て>

- [Q1. 他の親族に後見人を引き継ぎたいので、後見人を辞任したいのですが、どうすればよいですか。](#)
- [Q2. 専門職の後見人や後見監督人に辞めてもらうにはどうすればよいですか。](#)

[\(上に戻る\)](#)

<報酬付与の申立て>

- [Q1. 親族後見人でも報酬をもらえますか。](#)
- [Q2. 本人との間で報酬額について取り決めていますが、本人の財産から差し引いて報酬をもらってもいいですか。](#)

Q3. 報酬付与の申立てに期限はありますか。

[\(上に戻る\)](#)

<郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て>

Q1. 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）とはどのような制度ですか。

Q2. 成年後見人以外でも回送嘱託の申立てはできるのですか。

Q3. 回送嘱託の申立ての要件はどのようなものですか。

Q4. 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。

Q5. 回送嘱託の取消しの申立てはできるのですか。

Q6. 本人が亡くなった場合は回送嘱託の取消しの申立ては必要になりますか。

Q7. 回送嘱託の変更の申立てはできるのですか。

Q8. 変更の申立てにより回送嘱託の期間を伸ばしてもらうことはできますか。

[\(上に戻る\)](#)

<後見終了後の事務>

Q1. 私は後見人ですが、このたび本人が死亡しました。この後の手続はどうすればいいのですか。

Q2. 葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

Q3. 本人の相続人がいるかどうか不明で、誰に財産を引き継げばいいか分かりません。また、相続人がいても、財産の受領を拒否された場合はどうすればいいですか。

Q4. 成年後見人が行うことができる死後事務とはどのようなものですか。

Q5. 火葬又は埋葬に関する契約には葬儀の契約は含まれるのですか。

Q6. 成年後見人以外でも死後事務の許可申立てができるのですか。

Q7. 保佐人や補助人は死後事務を行うことはできないのですか。

Q8. 死後事務の許可申立ての要件は何ですか。

[\(上に戻る\)](#)

<その他>

Q1. 後見人が裁判所に提出した書面を見たいのですが、どうすればいいですか。

[\(上に戻る\)](#)

<大阪家裁後見センターについて>

Q1. 本人を連れて行きたいのですが、車椅子でも大丈夫ですか。

A1. 車椅子のまま後見センターまで来ていただくことができます。ご案内が必要な場合は、お近くの職員にお尋ねください。

[<大阪家裁後見センターについて>に戻る](#)

Q2. 成年後見を申し立てたらいいかどうか判断がつきません。どうしたらいいですか。

A2. 裁判所では、申立ての要否について答えたり、法律相談に応じたりすることはできません。最寄りの自治体の福祉窓口や、法テラスや弁護士会等の法律相談などのご利用を検討してください。

[<大阪家裁後見センターについて>に戻る](#)

<成年後見開始の申立て>

Q1. 申立書セット（申立書類一式）はどこで入手できますか。

A1. 次の3つの方法があります。

- ① 後見センターの窓口でお渡ししています。
- ② 郵送をご希望の場合は、A4冊子が入る角形2号サイズの返信用封筒（レターパックライトでも可能です。この場合、郵便切手は不要です。）の表にご自身の名前と住所を記載し、390円分の郵便切手を貼り、「成年後見申立書類一式送付希望、名前、電話番号」を記載したメモと一緒に

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13 大阪家庭裁判所後見センター

宛てにお送りください。

なお、上記の返信用郵便切手390円分は、申立書セット1部を郵送する場合の料金です。2部以上の送付を希望される方は、後見センター受付係（電話番号06-6943-5872）までお問い合わせください。

- ③ 大阪家裁のホームページからも申立書類をダウンロードできます。ただし、申立書類はまとまりのあるものですので、必ず全てをダウンロードしてください。

[<成年後見開始の申立て>に戻る](#)

Q2. 他の裁判所の申立書セット（書類）を使うことはできますか。

A2. これから申立てを準備されるのであれば、大阪家裁の申立書セットを使っただけでお願いします。すでに準備されたのであれば、そのままご使用いただいても構いません。ただし、他の裁判所では提出をお願いしていただいても、大阪家裁では提出をお願いしている書類があれば、追加で提出していただく場合がありますので、その場合には、大阪家裁の書類を取り寄せてご使用いただくようお願いいたします。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q3. 自分が母の後見人になりたいのですが、なれるでしょうか。

A3. 申立書に、後見人候補者の記載欄がありますので、同欄に記入してください。ただし、候補者が挙げられている場合であっても、裁判所は、その事案にふさわしいと思われる人を後見人に選任しますので、候補者が希望どおりに選任されるとは限りません。事案の内容によっては弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。その場合は、通常、後見人の報酬が発生しますが、報酬は本人の財産から支払われることとなります。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q4. 後見人の選任には、親族の意見は反映されないのですか。

A4. 裁判所は、その事案にふさわしいと思われる人を後見人に選任します。親族から意見が出されたとしても、その意見のとおりには判断されるとは限りません。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q5. これから申立書を送るのですが、郵便切手と収入印紙は面接の日に持参すればよいでしょうか。

A5. 申立書と一緒に送ってください。郵便切手と収入印紙の額は「申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）」で確認してください。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q6. 面接には誰が行かなければならないのですか。何を聞かれるのですか。

A6. 来庁していただく方は申立人、後見人等の候補者です。その他、申立ての類型

が保佐，補助の場合には，原則として本人にも来庁していただくこととなります。面接では，申立人からは申立てに至る事情などを伺い，候補者からは申立人の説明を補足していただくほか，後見人等に就任した後の予定等を伺うこともあります。本人からは申立てに至る事情や申立ての内容について伺います。また，保佐，補助開始の申立てで，併せて代理権，同意権付与の申立てがある場合には，その申立てに関する本人の意向を確認します。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q7. 面接の予約は済んでいます。どこに申立書等を送ればよいですか。

A7. 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-13 大阪家庭裁判所後見センター宛てにお送りください。

なお，送付する際は予約日時を申立書の欄外に記載するようお願いいたします。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q8. 私は補助人ですが，補助が開始している本人の認知症が進行したため，後見人選任の必要があると言われました。どのような手続が必要ですか。

A8. 後見開始の審判の申立てを検討してください。なお，補助人には後見開始の審判を申し立てる権限があります。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q9. 財産目録に保険を書く場合は，本人を被保険者として契約しているものを書くのですか。本人が保険金受取人になっているものを書くのですか。それとも本人が契約しているものを書くのですか。

A9. 本人が契約しているもの及び本人が保険金受取人になっているものを記載してください。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q10. 本人にはあまりお金がないので，私は本人のために相当額を負担していますが，財産目録には負債として記載すればよいのですか。

A10. 本人に対して返済を求める予定があるのであれば，負債として記載してください。もっとも，求める全額について返済を受けられるかどうかは，残っている証拠資料や事案の内容によって異なります。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q11. 亡くなった親族の遺産分割のため、相続人の一人について後見開始の審判の申立てを検討しています。相続財産目録も提出した方がいいでしょうか。

A11. 申立ての段階で遺産が判明していれば提出してください。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q12. 本人は外国に在住していますが、国籍は日本です。日本での申立てはできますか。

A12. できます。成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき方が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法5条）。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q13. 本人は他県の施設に入所していますが、本人の住民票上の住所は大阪にあります。大阪家裁への申立てはできますか。

A13. 原則として住民票上の住所ではなく、生活の本拠を管轄する裁判所に申し立てることになりますので、施設のある県の裁判所に申し立ててください。ただし、近々、施設を退所して大阪に戻る予定がある場合など特別の事情があるときは、大阪家裁での審理が認められることもありますので、事前にご相談ください。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q14. 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

A14. 本人の配偶者及び子の意見書を提出してください。子がいない場合は、本人の親や兄弟姉妹などの推定相続人の意見書を提出してください。これらの親族の中に意見書を提出できない方がいる場合には、その理由を尋ねる場合があります。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

Q15. 後見相当と診断された本人でも後見開始の審判の申立てができるでしょうか

か。

A15. 意思能力のあるときにされた申立てである限り有効にできます。

[＜成年後見開始の申立て＞に戻る](#)

＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞

Q1. 将来に備えてできるだけ広範囲の代理権を設定することはできますか。

A1. 付与される代理権は必要最小限のものに限られます。将来のことをすべて予測するのは困難ですが、申立ての段階で必要性を認められないものについてまで代理権を付与することはできません。後で事情が変わり、必要性が生じたときには、追加すべき代理権付与の申立てをすることができます。

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞に戻る](#)

Q2. 本人が同意しないと代理権が付与されないのですか。

A2. 本人以外の方が代理権付与の申立てをした場合は、本人の同意が必要です。

[＜代理権付与の申立て（保佐・補助）＞に戻る](#)

＜任意後見監督人選任の申立て＞

Q1. 本人には法定後見が開始されています。私は任意後見受任者ですが、今から任意後見監督人選任の申立てはできますか。

A1. 申立てをすることはできますが、申し立てたとおりの審判がされるかどうかは、裁判官が事案ごとに判断します。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 現在、任意後見監督人が選任されていますが、これから後見開始の審判の申立てをすることはできますか。

A2. 申立権がある方であれば申立てをすることはできますが、申し立てたとおりの審判がされるかどうかは、裁判官が事案ごとに判断します。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

Q3. 任意後見人の報酬はどのように決まりますか。

A3. 本人と任意後見受任者との間で決めることとなります。

[＜任意後見監督人選任の申立て＞に戻る](#)

＜未成年後見人選任の申立て＞

Q1. 未成年後見人選任の申立てができる「利害関係人」とは具体的にどのような人ですか。

A1. 未成年者の保護の実施機関（都道府県知事，市区町村長，救護施設，更生施設，里親等）や，児童相談所長，未成年者の債権者や債務者などです。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 未成年者自身が未成年後見人選任の申立てをすることはできますか。

A2. 意思能力がある限り可能です。年齢による制限はありません。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q3. 遺言で未成年後見人が指定されていた場合，未成年後見人選任の申立てをする必要がありますか。

A3. 未成年後見人選任の申立てをする必要はありません。もっとも，指定により未成年後見人になった人は戸籍の届出をする必要がありますので，詳しくは，市町村の戸籍事務担当者にお問い合わせください。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q4. 成年後見と違って，未成年後見開始の審判の申立てというのはいないのですか。

A4. ありません。親権者が未成年後見人を指定する場合（民法839条）と未成年者又はその親族その他利害関係人の請求により未成年後見人が選任される場合（民法840条）がありますが，いずれも開始の審判を行うものではありません。未成年後見は，新権を行う者がいない場合などに当然に開始しています（民法838条1号）。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q5. 未成年後見人に選任されると，未成年後見人の個人情報未成年者の戸籍に記載されると聞きましたが，どのような個人情報が記載されるのですか。

A5. 未成年後見人の氏名、本籍及び未成年後見人の戸籍の筆頭者名です。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q6. 未成年後見人選任の申立てを取り下げることができますか。

A6. 未成年後見人選任の申立ては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。なお、申立人の希望する方が未成年後見人に選任される見込みがないという理由では、申立ての取下げは許可されません。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

Q7. 未成年後見人は未成年者の扶養義務者になりますか。

A7. 未成年後見人が未成年者の祖父母等の直系血族である場合や兄弟姉妹である場合には扶養義務者に当たりますが、未成年後見人が必ず扶養義務者になるわけではありません。

[＜未成年後見人選任の申立て＞に戻る](#)

＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞

Q1. 後見制度支援信託とはどのようなものですか。

A1. 後見制度による支援を受ける本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます（保佐や補助、任意後見においては利用できません。）。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります。この仕組みを利用することで、本人の財産をより適切に管理することができ、後見人にとっても、財産管理の負担が軽減されるメリットがあります。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q2. 後見制度支援預貯金とはどのようなものですか。

A2. 通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、銀行や信用金庫、信用組合等に特別な預貯金として預託する仕組みのことです。信託と同様に成年後見と未成年後見において利用することができます（ただし、一部の金融機関では未成年後見において利用できない場合があります。）。後見制度支援預貯金を

利用すると、支援預貯金口座からの入出金を行ったり、口座を解約したりするにはあらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります（一部の金融機関では追加入金について指示書が不要な場合もあります。）。信託と同様に本人の財産をより適切に管理できる方法の一つです。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないのですか。また、これらを利用しない場合はどうなりますか。

A3. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金は必ず利用しなければならないものではありません。ただし、これらを利用しない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判所の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q4. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用する場合、どのような費用がかかりますか。

A4. これらを利用する場合、通常、信託契約の締結や支援預貯金の口座開設に関与した専門職後見人に対する報酬が必要になります。加えて、後見制度支援信託を利用した場合、利用する信託銀行等に対する管理報酬が必要になる場合があります。また、後見制度支援預貯金を利用した場合、金融機関によっては、口座管理手数料等が必要になる場合があります。専門職後見人に対する報酬は、裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。信託銀行等への管理報酬や口座管理手数料等については、信託銀行や利用する金融機関にお問い合わせください。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q5. 親族後見人が自分で信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることはできますか。

A5. 信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりするに当たっては、第三者である弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託等の利用の適否の判断や利用する金融機関の選択、信託財産や預入の金額、定期交付金額の設定等をする必要があります。したがって、原則として、親族後見人ではなく、選任された専門職後見人が信託契約を締結したり支援預貯金口座を開設したりすることとしています。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

Q6. 後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用した場合、元本はいくらまで保証してくれるのですか。

A6. 元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。詳しくは、各金融機関又は預金保険機構のホームページなどをご確認ください。

[＜後見制度支援信託・後見制度支援預貯金＞に戻る](#)

＜成年後見監督人＞

Q1. 監督人の職務はどのようなものですか。

A1. 監督人の主な職務は、後見人が行う事務の監督であり、監督人は、後見人に対し、後見事務の報告や財産目録の提出を求めるほか、必要に応じて、後見事務等について調査を行うことができます（民法863条）。監督人がどのように監督するかについては監督人の裁量に委ねられていますが、一般的には、3、4か月に1回程度、財産や収支の状況を中心とした後見事務について確認をするために報告を求められることが多いと思われます。また、監督人には弁護士や司法書士等の法律の専門家が選任されることになるため、後見事務をする上で困ったことや分からないことがあれば、随時相談することができます。

さらに、本人が後見人とともに遺産を相続する場合など、後見人と本人の利益が相反する場合には、監督人が選任されていなければ特別代理人を選任する必要がありますが、監督人が選任されていれば、監督人が本人に代わってそのような行為をすることになります。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

Q2. 監督人にはどのような人になるのですか。

A2. 弁護士や司法書士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

Q3. 監督人を解任したいのですが、後見人は解任申立てができますか。

A3. 後見人は監督人解任の申立権者に含まれていません。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

Q4. 監督人が何もしてくれません。どうしたらいいですか。

A4. 監督人に何か問題があるとお考えの場合には、その具体的な内容を後見センターに連絡票でご連絡ください。

[＜成年後見監督人＞に戻る](#)

＜初回報告＞

Q1. 初回報告には何を提出すればよいのでしょうか。

A1. 財産目録、収支予定表及び預貯金通帳の写しなどの財産関係の資料です。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q2. 初回報告はいつまでにしないといけないのでしょうか。

A2. 申立時の候補者（親族、専門職等）が後見人等に選任された場合には、後見人の職務説明会に出席した日又は後見等開始の審判が効力を生じた日（確定日）から1か月以内、候補者以外の第三者（専門職）が後見人等に選任された場合には、開始の審判が効力を生じた日（確定日）から1か月と3週間以内としています。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q3. 初回報告が提出期限までに間に合いそうにないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A3. 提出期限は厳守してください。特別な事情がある場合には、成年後見及び未成年後見の場合には、財産目録の作成の期間伸長の申立てをしていただくことになります。また、保佐、補助の場合には、提出期限までに遅延の理由及びいつまでに報告できるかを記載した上申書を提出してください。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q4. 報告書の書式は何を使えばよいのでしょうか。

A4. 職務説明会で配布されるハンドブックにある書式をご利用ください。また、大阪家裁のホームページからも書式をダウンロードすることができます。必要に応じて各種書式等を改訂することがありますので、ホームページを確認の上、最新の書式をご利用ください。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q5. 報告書は鉛筆書きでもいいですか。

A5. 記載内容が消えると困りますので、消えないボールペン等を使用してください。鉛筆や消せるボールペンで書かれた場合はいったんコピーした上で、そのコピーに押印して提出してください。

[＜初回報告＞に戻る](#)

Q6. 私は後見人になりましたが、まだ初回報告をしていません。明日にでも生命保険金を受領したり、本人の不動産を売却したいのですがよろしいですか。

A6. 後見人は、最初の財産目録を裁判所に作成・提出するまでは、急迫の必要がある行為（債権保全のための時効中断、仮差押え、仮処分、緊急を要する家屋の修繕等）しかできません（民法854条、853条）。急がなければならない事情がある場合は、後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜初回報告＞に戻る](#)

＜後見事務＞

Q1. 裁判所による後見事務の監督とは、具体的にどのようなものですか。

A1. 後見人に対し、後見事務の報告や財産目録の提出を求めるほか、必要に応じて、後見事務等について調査を行ったり、必要な処分を命じたりすることがあります（民法863条）。後見センターでは、年に1回、後見人から自主的な報告をしてもらうほか、適宜、後見事務の報告や必要な資料の提出を求める場合があります。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q2. 領収証等は原本を提出しないとイケないのでしょうか。

A2. 高額な支出（1回10万円以上）の場合は、定期報告の際に領収証等のコピーの提出を求めています。10万円未満の場合は、定期報告の際に原本・コピーのいずれの提出も求めています。ただし、支出の額に関わらず、定期報告された後に原本の提出を求めていますので、ご注意ください。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q3. 定期報告の際に裁判所に提出しなかった10万円未満の領収証等はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。

A3. 少なくとも次の定期報告の時期までは保管しておいてください。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q4. 後見人が本人の財産からお金を借りることはできますか。

A4. 本人財産からの借入れは原則として認められません。後で発覚した場合には、「不正な行為」として後見人を解任されることがあります（民法846条）。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q5. 本人の生活費を後見人が立て替えていました。後見人の判断で立替金の精算をしてよいのでしょうか。

A5. 精算する前に、後見センターに、立替金がある旨の報告及び裏付け資料を提出してください。立替金として認められた場合には、その額を本人の財産から精算することができます。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q6. 私は後見人ですが、昨年、本人の資金が不足していたので、本人の長男から50万円を借りました。今般、生命保険を解約して資金ができるので、長男に返済したいと思いますが、よろしいのでしょうか。

A6. 後見人は、本人の債務を弁済することができます。この場合は、債務の存在が明らかですので、後見人の判断で弁済していただいて構いません。なお、債務の存在に疑義がある場合などについては、債務の存否を慎重に確認する必要があります。判断に迷うような場合は、後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q7. 私は後見人で、本人の妻ですが、二人の生活費を本人の預金から支出できますか。

A7. 後見人自身の生活費は、後見人の財産からまかなうのが原則です。しかし、本人にあなたを扶養する義務がある場合（あなたに収入や財産がなかったり少なか

ったりする場合など)には、社会通念上相当な生活費を本人の財産から支出することができます。後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q8. 父について後見が開始しましたが、その父が悪い人にだまされて婚姻したり、養子縁組をしようとしています。後見人が父の代理人として婚姻や養子縁組の手続を止めることはできますか。

A8. 婚姻や養子縁組などの身分の取得・形成に関する行為について、後見人には代理権がありません。弁護士等に相談されることをおすすめします。

[＜後見事務＞に戻る](#)

Q9. どのような費用の支出、金額について事前に連絡が必要でしょうか。

A9. 1回当たり50万円以上の臨時支出や、親族への高額な贈与、祝い金のように本人以外の方の利益になる可能性がある支出については、事前に後見センターに連絡票でご連絡ください。

[＜後見事務＞に戻る](#)

＜調査人＞

Q1. 調査人とは何ですか。

A1. 裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができるとされています（家事事件手続法124条1項）。この調査及び管理をする人のことを後見センターでは調査人と呼んでいます。

[＜調査人＞に戻る](#)

Q2. 調査人とはどんな人になるのですか。

A2. 弁護士や司法書士などの専門職で、裁判所が適当と認めた人が選任されます。

[＜調査人＞に戻る](#)

Q3. 調査人はどのような調査をするのですか。

A3. 調査事項に応じて、後見人から事情聴取をした上、預貯金通帳の原本、現金出

納帳、領収書等の必要書類の確認・受領などをして調査します。必要に応じて、ご本人の状況確認をする場合もあります。

[<調査人>に戻る](#)

<居住用不動産処分許可の申立て>

Q1. 本人は介護施設に入所していますが、他の施設に移る場合、居住用不動産処分許可の申立ては必要ですか。

A1. 入所契約の内容によっては契約解除のために居住用不動産処分許可の申立てが必要となる場合があります。後見センターに連絡票でご相談ください。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q2. 処分するのに裁判所の許可を必要とする居住用不動産とは具体的にどのようなものですか。

A2. 本人が現に居住している建物に限らず、現在、病院や施設に入所している本人が退院後に居住する可能性のある建物や入所直前まで居住していた建物も含まれます。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q3. 建物取壊しの場合に必要な資料を教えてください。

A3. 処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）のほか、取壊しの相当性の判断のため、取壊し費用の見積書等の提出をお願いする場合があります。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q4. 賃貸借契約を解除したいのですが、その賃貸借契約書を紛失してしまいました。添付資料が提出できないのですが、どうすればいいですか。

A4. 賃貸借契約の存在が分かる書類を添付していただくことになると考えられます。個別のケースについては、後見センターに連絡票でご相談ください。

[<居住用不動産処分許可の申立て>に戻る](#)

Q5. 不動産の全部事項証明書や固定資産評価証明書は原本を提出する必要がありますが

すか。

A5. はい。ただし、後見等開始の審判の申立時に提出済みで、その後変動がなければ提出は不要です。

[＜居住用不動産処分許可の申立て＞に戻る](#)

＜特別代理人選任の申立て＞

Q1. 本人が法定相続分を取得する内容の遺産分割をしようと考えていますが、その場合でも特別代理人の選任は必要ですか。

A1. 後見人と本人が共に相続人である場合には、法定相続分どおり遺産分割する場合でも、本人のために特別代理人を選任する必要があります。ただし、監督人が選任されている場合は不要です。

[＜特別代理人選任の申立て＞に戻る](#)

Q2. 特別代理人の候補者が見つからない場合、どうすればいいですか。

A2. 裁判所が中立的な立場の特別代理人（司法書士、弁護士など）を選任します。その場合は報酬が必要になります。

[＜特別代理人選任の申立て＞に戻る](#)

＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞

Q1. 他の親族に後見人を引き継ぎたいので、後見人を辞任したいのですが、どうすればよいですか。

A1. 裁判所に後見人辞任許可の申立てを行ってください。辞任の理由が相当であれば許可されます。辞任により後見人がいなくなる場合には、後見人辞任許可の申立てと同時に後見人選任の申立てを行ってください。後見人の候補者がいる場合は申立書に記載してください。ただし、後見人は裁判所がその事案にふさわしいと思われる人を選任しますので、候補者が必ず選任されるとは限りません。

[＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞に戻る](#)

Q2. 専門職の後見人や後見監督人に辞めてもらうにはどうすればよいですか。

A2. 後見人や後見監督人は裁判所が選任していますので、後見人や後見監督人自身が裁判所の許可を得て辞任するか、解任の申立てが認められることが必要です。

本人やその親族は、後見人や後見監督人に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができますし、裁判所は調査を行い、解任事由（不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由）があると判断したときは後見人等を解任します。

[＜成年後見人選任（辞任）の申立て＞に戻る](#)

＜報酬付与の申立て＞

Q1. 親族後見人でも報酬をもらえますか。

A1. 親族後見人も報酬付与の申立てをすることができます。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

Q2. 本人との間で報酬額について取り決めていますが、本人の財産から差し引いて報酬をもらってもいいですか。

A2. 後見人等の報酬額は報酬付与の申立てに基づいて裁判所が決定します。裁判所の許可を得ることなく、本人の財産から差し引くことはできません。勝手に差し引いた場合は、本人の財産に戻してもらう必要があります。それに応じない場合は後見人等を解任される可能性もあります。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

Q3. 報酬付与の申立てに期限はありますか。

A3. ありません。これまで報酬付与の申立てをしていない場合、後見人就任時からの報酬をまとめて申し立てることも可能です。

[＜報酬付与の申立て＞に戻る](#)

＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞

Q1. 郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）とはどのような制度ですか。

A1. 本人の住所等に配達される郵便物等を成年後見人の住所等に配達してもらうよう郵便事業者等に嘱託する制度です。成年後見人がその事務を行うに当たって必要がある場合に、成年後見人の申立てにより、裁判所が配達の嘱託を許可すれば、6か月を超えない期間、郵便物等を回送してもらうことができます。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q2. 成年後見人以外でも回送嘱託の申立てはできるのですか。

A2. 回送嘱託の申立てができるのは成年後見人に限られます。回送嘱託の制度は、成年後見の事務に関して定められたものですので、保佐人や補助人、任意後見人、未成年後見人はすることができません。なお、後見開始の審判の確定前には、申立てをすることはできません。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q3. 回送嘱託の申立ての要件はどのようなものですか。

A3. 回送嘱託の必要性があることが申立ての要件です。回送嘱託の必要性とは、成年後見人が任意の方法によっては本人宛ての郵便物等の存在や内容を把握できず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずる場合に限り認められると解されます。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q4. 回送の対象となる郵便物等はどのようなものですか。

A4. 郵便法上の「郵便物」と民間事業者による信書の送達に関する法律2条3項に規定する「信書便物」です。ゆうパックは、郵便法上の郵便物ではないため回送の対象とはなりません。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q5. 回送嘱託の取消しの申立てはできるのですか。

A5. 回送嘱託の期間内に事情の変更が生じたときは、成年後見人等から回送嘱託の取消しの申立てをすることができます。事情の変更とは、例えば、成年後見人が本人と同居することとなり、回送嘱託の必要性がなくなった場合などです。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q6. 本人が亡くなった場合は回送嘱託の取消しの申立ては必要になりますか。

A6. 本人が死亡した場合は回送嘱託の取消しの申立ては必要ありません。ただし、成年後見人から郵便事業者等に速やかに死亡した旨を届け出て、郵便物等の回送を停止してもらう必要があります。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q7. 回送嘱託の変更の申立てはできるのですか。

A7. 回送嘱託の期間内に事情の変更が生じたときは、成年後見人等から回送嘱託の変更の申立てをすることができます。事情の変更とは、例えば、回送嘱託の期間を短縮する場合や、本人の住居所の変更がある場合、成年後見人の住所等に変更がある場合などです。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

Q8. 変更の申立てにより回送嘱託の期間を伸ばしてもらうことはできますか。

A8. 変更の審判により回送嘱託の期間を伸ばすことはできません（民法860条の2第3項）。さらに、一定期間の回送の継続を希望する場合は、再度、回送嘱託の申立てをする必要があります。

[＜郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立て＞に戻る](#)

＜後見終了後の事務＞

Q1. 私は後見人ですが、このたび本人が死亡しました。この後の手続はどうすればいいのですか。

A1. 本人の死亡により後見手続は終了しますので、①連絡票とともに死亡診断書のコピーまたは戸籍（除籍）謄本のコピーを後見センターに提出してください。死亡診断書または戸籍謄本の入手が速やかにできない場合には後見センターに電話をしてください。②2か月以内に管理の計算を行い、本人の相続人に財産を引き継いでください（後見人が本人の相続人でない場合は裁判所に引継書を提出していただく必要があります。）。③東京法務局に後見終了の登記を申請してください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q2. 葬儀費用を本人の預金から支払っていいですか。

A2. 原則として葬儀費用は本人の債務ではないので、本人の預金から支払うことはできません。しかし、相続人全員の合意がある場合など例外的に本人の預金からの支払が認められる可能性がある場合があります。後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q3. 本人の相続人がいるかどうか不明で、誰に財産を引き継げばいいかわかりません。また、相続人がいても、財産の受領を拒否された場合はどうすればいいですか。

A3. 事案によって対応が異なりますので、後見センターに連絡票でご相談ください。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q4. 成年後見人が行うことができる死後事務とはどのようなものですか。

A4. 法改正により民法873条の2が新設され、個々の相続財産の保存行為、弁済期が到来した債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務が成年後見人の権限に含まれることが明記されました。そのうち、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為については、裁判所の許可を得る必要があるものとされました。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q5. 火葬又は埋葬に関する契約には葬儀の契約は含まれるのですか。

A5. 葬儀の契約は含まれません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q6. 成年後見人以外でも死後事務の許可申立てができるのですか。

A6. 申立てができるのは成年後見人に限られます。保佐人や補助人、任意後見人、未成年後見人は、この申立てをすることはできません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q7. 保佐人や補助人は死後事務を行うことはできないのですか。

A7. これまで、死後事務については、後見終了時の応急処分（民法874条、654条）や相続人全員のための事務管理（民法697条）を根拠とした運用がなされてきました。法改正によって死後事務等が明文化された後も、応急処分等の規定に基づいて死後事務を行うことは否定されません。

[＜後見終了後の事務＞に戻る](#)

Q8. 死後事務の許可申立ての要件は何ですか。

A8. ①本人の死亡後に成年後見人が許可を要する行為を行う必要があること、②本人の相続人の意思に反することが明らかであるとの事情がないこと、③相続人が相続財産を管理し得る状況にないということです。

[<後見終了後の事務>に戻る](#)

<その他>

Q1. 後見人が裁判所に提出した書面を見たいのですが、どうすればいいですか。

A1. 裁判所に記録の閲覧・謄写申請をするという方法があります。後見センターの窓口で申請書に記入のうえ提出してください。裁判官が許可すれば閲覧・謄写ができますが、原則として後見等事件は非公開の手続のため、親族であるからといって誰に対しても許可されるわけではありませんし、記録の一部に限って閲覧・謄写が許可される場合もあります。許可されたかどうかは後日電話か書面でご連絡します。

[<その他>に戻る](#)